

令和5年度マイレージ魅力度・認知度アップ事業委託仕様書

1 業務名

令和5年度マイレージ魅力度・認知度アップ事業

2 目的

本県において平成30年から実施している三重とこわか健康マイレージ事業（以下、健康マイレージ事業という）について、事業の魅力度・認知度アップを図ることで事業への参加者増加の促進を図り、県民の主体的かつ継続的な健康づくりを推進することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日～令和6年3月31日

4 履行場所

三重県及び受託者事業所

5 委託業務内容

(1) PR動画の作成

ア 概要

(ア) SNSに掲載可能な「2 目的」に沿った動画を作成する。

(イ) 作成する動画の内容は、高い広告効果が期待できるものとし、本県が実施する健康マイレージ事業の趣旨や意義について理解が深まるものとする。また、食生活や運動などの生活習慣改善の実施、健康診査の受診、地域活動への参加等によりポイントを貯めることで、市町から「三重とこわか健康応援カード」の交付を受け、マイレージ特典協力店から特典が受けられることがわかるようにすること。

(ウ) 特に20代～50代の年齢層の県民が視聴したいと思える内容とすること。

イ 制作本数、動画作成時間

(ア) 動画は15秒程度のものを2本、30秒程度のものを1本、4分程度のものを1本作成すること。

ウ 言語・音響

(ア) 動画で言語を使用する場合は、日本語を必須とすること。

(イ) BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が生じないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

エ その他

- (ア) 動画制作にあたっては、新規撮影・制作を原則とすること。
- (イ) 動画の制作にあたり、制作期間中に撮影が困難なシーンが必要な場合は、本県と協議のうえ受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。
- (ウ) なお、借用映像等を使用する際の費用の支払いを含めた一切の手続き等は受託者の負担により行うこと。
- (エ) イラストの使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権の問題が生じないようにすること。
- (オ) 制作する動画は、事業終了後に本県が再編集等を行い、今後のプロモーションに向けて二次的利用が可能なものにすること。
- (カ) 制作する動画は、ウェブページや YouTube、Facebook、Instagram、Tver などの動画共有サービスのほか、映画館及びテレビ（地上デジタル放送）で再生可能なサイズ及びファイル形式とすること。
- (キ) フル HD 以上の解像度の動画を制作すること。
- (ク) 撮影のために許可申請等が必要になる場合は、原則として受託者が手続きを行うこと。
- (ケ) 動画制作にあたっては、完成までに本県において動画を確認できる機会を設け、本県の意見を反映させることができるようにすること。

(2) SNS 等への広告掲載

ア 概要

- (ア) 5（1）により制作した動画を SNS 等へ掲載し、本県県民の健康マイレージ事業の認知度アップを図り、参加者増加を促進する。

イ 配信

- (ア) 受託者は、制作した動画を県内に広く周知するための効果的な方法を考案し、本県に提案のうえ協議を行い、決定した内容を配信すること。
- (イ) 5（1）により作成した動画は、原則、Instagram と Tver により配信することとするが、他の SNS 等を用いて PR 動画の趣旨に沿う効果的な配信をすることが可能である場合、本県へ提案のうえ了解を得ることを条件として、Instagram と Tver 以外の SNS 等を活用することも可とする。
- (ウ) 配信期間は 4 か月以上とし、広告料については、本事業の目標を十分に達成できる金額とすること。なお、金額の設定にあたっては、事前に本県へ提案のうえ、了解を得ること。

ウ 留意事項

- (ア) 本業務の実施に伴い、本業務との関連を装う偽アカウントの発生や攻撃的な投稿が行われた場合の対応など、SNS を事業活用するうえでのリスク管理の手法を設定するとともに、実際にトラブルが生じた場合には速やかに本県へ報告し、必要な対応を行うこと。

(3) 健康マイレージ事業PRのためのバナー作成

ア 概要

- (ア) 本県及び県内各市町で使用可能な健康マイレージ事業PRのためのバナー作成を行うこと。

イ 作成

- (ア) 作成するバナーは本県用が2種、県内29市町用の29種の計31種とする。
- (イ) バナーの作成にあたっては、事前に本県へ案を提案し、了解を得ること。
- (ウ) バナーの大きさや解像度等は、本県へ複数の案を提案し、協議のうえ決定すること。
- (エ) 作成するバナーは、原則、31種類全てのデザインが異なるものとする。こととし、文言を変えることのみにより別の種類として扱うことは認めない。また、バナーの大きさは、原則、31種類全て同じものとする。

ウ 留意事項

- (ア) 県内29市町用のバナー作成については、健康推進課と29市町の間で調整を要するため、バナー作成にかかる工程・スケジュールについては本県担当者と十分に協議し、了解を得ること。

(4) 健康マイレージ事業PRのためのチラシ作成

ア 概要

- (ア) 本県及び県内各市町において健康マイレージ事業をPRするための広告チラシを作成・印刷すること。

イ 内容

- (ア) 受託者は、本県及び県内各市町において健康マイレージ事業をPRするための広告チラシを作成すること。
- (イ) チラシのデザインは、1種類とし、県庁や市役所、町役場等で配布できるものとする。また、「2 目的」に沿った内容であり、かつ本県の県民が健康マイレージ事業に参加したいと思える内容であること。
- (ウ) チラシのサイズはA4用紙両面で1枚程度とする。
- (エ) チラシの作成にあたっては、完成までに本県においてチラシを確認できる機会を設け、本県の意見を反映させることができるようにすること。

(オ) 作成したチラシは両面カラー（4色印刷）で本県用として1,000部、各市町用として5,800部（1市町あたり200部）印刷すること。

(5) 特典協力店の増加促進及び特典内容の魅力向上に向けた営業活動

ア 概要

(ア) 健康マイレージ事業に協力するマイレージ特典協力店の増加促進等のため、本県の北勢地域及び南勢地域にそれぞれ営業担当を配置し、県内全域を対象として新規登録数増加に向けた活動や既に特典協力店として登録されている店舗へ特典内容の魅力向上に向けた働きかけを行う。

イ 内容

(ア) 本県の北勢地域及び南勢地域にそれぞれ1名以上の営業担当者を配置すること。

(イ) 配置された営業担当は、特典協力店等の新規登録数増加に向けた活動として、現在、特典協力店に登録されていない三重県内全域の店舗を訪問し、特典協力店への登録を働きかけること。

(ウ) ただし、特典協力店等の新規登録数増加に向けた活動として、特典協力店に登録されていない店舗を訪問する以外の方法で、5（5）ウに記載する新規登録数を達成できる場合、本県へ提案のうえ了解を得ればその他の方法をとることも可とする。

(エ) また、現在、特典協力店に登録されている店舗へ特典内容の魅力向上を働きかける取組を本県へ提案し、実施すること。

(オ) 新規登録数増加に向けた活動を行っている期間中に月1回程度を目安として計5回以上、本県へ活動内容や働きかけの結果による新規登録数、特典協力店への登録を依頼した店舗担当者の意見等について報告すること。なお、報告は受託者が任意様式により作成した報告書によることとし、報告時期については新規登録数増加に向けた活動を行う期間前に本県と協議のうえ決定すること。

ウ 訪問数・新規登録数の目安

(ア) 新規登録数増加に向けた店舗への訪問数については400店を目安とし、200店以上の新規登録数増加を目標とする。特典協力店等の新規登録数増加に向けた活動として、特典協力店に登録されていない店舗を訪問する以外の方法をとる場合も200店以上の新規登録数増加を目標とする。

(イ) 既存店への特典内容の魅力向上の働きかけは、目安を設定しないが、本県へ提案した取組を誠実に実施すること。また、取組の実施中に、より効果的な取組内容となるような工夫が行える場合、本県と協議のうえ、契約額の範囲内において可能な限り実施すること。

(6) 三重県健康づくり応援サイトへの特典協力店舗の写真追加

ア 概要

- (ア) 三重県健康づくり応援サイト（以下、応援サイトという）へ登録されている既存店舗および令和5年度中に新規に登録された特典協力店について、写真を掲載する。

イ 内容

- (ア) 受託者は、県が提供する既存店舗の写真を受け取り、応援サイトへ登録されている既存店舗の写真（令和5年6月時点で最大2,000件）を掲載すること。
- (イ) また、令和5年度中に新規登録された特典協力店の写真を可能な限り掲載すること。
- (ウ) 特典協力店の写真の掲載にあたっては、契約後に県が提供する操作手順書により、掲載すること。

6 業務のスケジュール

別紙「業務のスケジュール目安」を目安とする。

7 成果品の提出

- (1) 以下の表に記載のものを成果品として提出すること。なお、提出に必要な電子媒体は受託者が準備すること。

| 区分 | 成果物 | 納品期限 |
|-------------------------------|--|--|
| PR動画の作成 | 5（1）により作成した動画 | 令和5年9月29日 |
| 健康マイレージ事業PRのためのバナー作成 | 5（3）により作成したバナー | 令和5年10月31日 |
| 健康マイレージ事業PRのためのチラシ作成 | 5（4）により印刷したチラシ（本県用1,000部、各市町用5,800部）とチラシの電子データ | 令和5年10月31日 |
| 特典協力店の増加促進及び特典内容の魅力向上に向けた営業活動 | 5（5）イに記載の報告書（活動期間中計5回以上） | 5（5）を実施している期間中、月1回程度を目安として本県と協議のうえ定めた期限までに納品すること |

- (2) 提出先は三重県医療保健部健康推進課とする。

8 実施体制の整備

- (1) 本業務の実施にあたり、必要な資料を収集し使用する際は、受託者の責任において関係者と交渉し、引用することの承諾を得るものとする。
- (2) その他、本業務に関する補償・経費等の一切は受託者において負担するものとする。
- (3) 受託者は、契約後すみやかに次の書類を提出すること（様式任意）。
 - ア 実施計画書（業務工程やスケジュールなど）
 - イ 業務実施体制及び各担当者（主任者、担当者など）の届出
 - ウ その他必要とする書類

9 実績報告

実施した事業にかかる取組の経過や成果等を実績報告書として作成し、事業完了後、遅延なく1部提出すること。実績報告書には次の書類を添付すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) その他必要とする書類

10 その他

- (1) 事業実施については、契約後、県および受託者で協議すること。
- (2) 特段の定めのない限り、本業務の遂行にあたり必要になる費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 県と受託者が打合せを行い、県が指示する場合、受託者は打合せの議事録（要約可）を作成すること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (5) 本委託業務により生じた著作権その他これらに類する諸権利は、県に帰属するものとする。県は本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は本業務の成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から本業務の成果品に関して著作権の侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 業務担当者及び作業員は、県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。
- (7) 受託者は本業務の実施について、その全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部について書面にて県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (8) 県は、業務実施の過程において仕様書の変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合があるため、受託者は委託費用の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (9) 事業を実施するうえで、支障や問題が生じた場合は、速やかに県と調整すること。

- (10) 受託者は、成果品提出後に県から成果品に誤りがある等の指摘を受けた場合、その原因を究明し、受託者の責任と費用により速やかに成果品の修正を行い、再提出すること。
- (11) 受託者は、本業務を実施するにあたり、関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- (12) 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (13) 受託者は、契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 県に報告すること。
 - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (14) 業務受託者が(13)の②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (15) この仕様書に記載のない事項については、県と業務受託者で協議のうえ決定する。